

## 事業者向け支援情報まとめ(1/19)

1/19 時点において国・県が公表している被災者支援情報のうち、主に資金面等における事業者支援についてまとめたものです。生活支援などここに掲載していないものもありますので、県のホームページ上で実地に確認していただくことをお勧めします。

### I 中小企業・小規模事業者の支援措置 [中小企業庁]

#### 1. 特別相談窓口の設置

【お問合せ先】

石川県商工労働部経営支援課 076-225-1525

石川県商工労働部経営支援課 076-225-1525

##### <商工会議所>

金沢商工会議所 076-263-1151、小松商工会議所 0761-21-3121、七尾商工会議所 0767-54-8888、輪島商工会議所 0768-22-7777、加賀商工会議所 0761-73-0001、珠洲商工会議所 0768-82-1115、白山商工会議所 076-276-3811

\* 輪島・珠洲商工会議所は現在、回線不通のため石川県商工労働部経営支援課(076-225-1525)までお問合せください。

##### <商工会>

石川県商工会連合会 076-268-7300、能美市商工会 076-204-6815、山中商工会 076-204-6816、川北町商工会 076-204-6817、美川商工会 076-204-6818、鶴来商工会 076-204-6819、白山商工会 076-204-6820、野々市市商工会 076-204-6821、かほく市商工会 076-204-6822、森本商工会 076-204-6823、津幡町商工会 076-204-6824、内灘町商工会 076-204-6825、羽咋市商工会 076-204-6829、富来商工会 076-204-6830、志賀町商工会 076-204-6831、宝達志水町商工会 076-204-6832、能登鹿北商工会 076-204-6833、中能登町商工会 076-204-6836、門前町商工会 076-204-6854、穴水町商工会 076-204-6855、能登町商工会 076-204-6856

\* 門前町・穴水町・能登町商工会は電話がつながりにくい場合がありますので、お急ぎの場合は石川県商工会連合会(076-268-7300)までお問い合わせください。

##### <その他の機関>

石川県中小企業団体中央会 076-267-7711  
 石川県産業創出支援機構 076-267-1244、石川県よろず支援拠点 076-267-6711  
 日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 076-231-4275、日本政策金融公庫金沢支店 国民生活事業 0570-045202、日本政策金融公庫小松支店 国民生活事業 0570-045445、商工組合中央金庫金沢支店 076-221-6141  
 石川県信用保証協会 076-222-1550  
 中小機構北陸本部企業支援部企業支援課 076-223-5546  
 全国商店街振興組合連合会 03-3553-9300  
 中部経済産業局産業部中小企業課 052-951-2748

## 2. 災害復旧貸付の実施 [日本政策金融公庫]

### <国民生活事業>

- ・ 融資限度額 3千万円(各融資制度に上乗せ)
- ・ 融資期間 10年以内(うち据置期間2年以内)
- ・ 金利 1.2%

※公庫において1月末を目途に新たな融資制度創設を準備中

## 3. セーフティネット保証4号の適用

地震の影響で売上高が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証と別枠の限度額で融資額100%を保証。

- ・ 対象事業者 被災地域で1年以上事業を継続している中小企業者で、被災後、最近1か月の売上高が前年同月に比べ20%以上減少し、かつその後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期に比べ20%以上減少が見込まれること
- ・ 対象資金 経営安定資金
- ・ 保証限度額 無担保 8,000万円、普通2億円(別枠)
- ・ 保証人 原則第三者保証人は不要

## 4. 既往債務の負担軽減に係る対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫は、今般の地震の影響により、返済に遅れが生じた場合、返済期日に遡及した返済猶予について柔軟に対応するほか、提出書類の簡素化・契約手続の迅速化を図る。

## 5. 小規模企業共済災害時貸付の適用 [商工中金]

小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が即日(原則)で行う低利融資を適用。

- ・ 貸付限度額 掛金合計額の7~9割と1千万円のいずれか少ない額
- ・ 貸付期間 貸付金500万円以下:36か月、505万円以上:60か月
- ・ 担保、保証人 不要

## II 雇用調整助成金の特例措置 [厚生労働省]

【お問合せ先】

石川県商工労働部労働企画課 076-225-1531

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者に対して一時的に休業、出向等をさせるなど、労働者の雇用の維持を図った場合に、賃金や休業手当金等の一部を助成する制度について、特例措置を講じる。

### <特例措置の内容>

- ・ 助成率 中小企業4/5、大企業2/3
- ・ 支給日数の延長 300日
- ・ 助成額 上限 8,490円
- ・ 売上高減少の確認期間や事業所設置期間等の要件を緩和

## III 生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の特例措置 [厚生労働省]

【お問合せ先】

石川県社会福祉協議会 076-224-1212

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸し付ける資金について、対象範囲・貸付限度額の拡大などの特例措置について、社会福祉協議会が来週公表を目途に準備中。

## IV 被災者生活再建支援金 [内閣府]

【お問合せ先】

石川県危機管理監室危機対策課 076-225-1480

被災者生活再建支援法の適用により、住宅が全壊・大きく半壊した世帯に対し、被害程度に応じて支援金を支給。

### <支援金の支給額>

・ 全壊・解体・長期避難	基礎支援金 100万円	住宅再建方法に応じて 下記の加算支援金が支給	建設・購入	200万円
・ 大規模半壊	50万円		補修	100万円
・ 中規模半壊	—		賃借	50万円(公営住宅を除く)

# 令和6年能登半島地震で被災された皆さまへの主な支援制度

令和6年1月18日現在

## ● 給付・貸付

県危機対策課 ☎076(225)1357  
県厚生政策課 ☎076(225)1478

### 災害弔慰金・障害見舞金

申し込みは各市町の担当部署

### 緊急の生活費の貸付

原則10万円以内(最大20万円)

無利子

申し込みは石川県社会福祉協議会  
☎076(208)3503

### 生活再建支援金の支給

住宅の被害程度に応じて支給  
(最大300万円)※市町により上乗せの場合あり

申し込みは各市町の担当部署

## ● 避難

2次避難所/1.5次避難所運営事務局  
コールセンター ☎0120(266)755

### 1次避難所

公民館・学校など

### 1.5次避難所

いしかわ総合スポーツセンター  
産業展示館2号館、小松総合体育館

### 2次避難所

旅館・ホテル

福祉施設など

### 住宅の緊急修理・応急修理

緊急修理 プルーフの床張など 5万円以内  
応急修理 半壊以上 70万6千円以内  
準半壊 34万3千円以内

申し込みは各市町の住まい支援の担当部署

## ● 教育

県教育委員会庶務課 ☎076(225)1817  
学校指導課 ☎076(225)1826  
県税務課 ☎076(225)1233

### 教科書、学用品の給与

市町立 各市町教育委員会  
県立・国立・私立 在籍する各学校

### 高等学校などの授業料等減免

申し込みは在籍する各学校

## ● 生活

県危機対策課  
☎076(225)1357

### 生活必需品の給与・貸与

申し込みは各市町の担当部署

## ● 住宅

県土木部建築住宅課  
☎076(225)1777

### 応急仮設住宅 (建設型)

期間：原則2年間

申し込みは各市町の住まい支援の担当部署

### 賃貸型応急住宅 (みなし仮設)

期間：原則2年間

申し込みは各市町の住まい支援の担当部署

物件に関するお問い合わせは  
・石川県学地建物取引業協会 ☎076(291)2255  
・全日本不動産協会石川県本部 ☎076(280)6223  
・全国賃貸住宅経営者協会石川県本部 ☎0120(27)1000

### 公営住宅

県内 期間：県営 原則1年間  
(状況により延長可)  
市町営 自治体による

申し込みは各市町の住まい支援の担当部署

県外 避難先の各自治体

## ● 公的な支払い

県健康福祉部各課  
(相談窓口参照)

医療費・保険料・介護サービス利用料  
・保育料・障害福祉サービス利用料  
などの減免や支払いの猶予

申し込みはご加入の各医療・介護保険者の窓口  
各市町の保育・障害福祉担当部署

## ● 税金

### 県税などの減免

申告・納付の期限延長、徴収の猶予  
(県税)県税務課 ☎076(225)1271、各県税事務所  
(市税・町税)各市町の税務担当部署  
(国税)住所地所管の税務署

## ● 企業向け

県労働企画課  
☎076(225)1531

### 雇用調整助成金の特例措置

国は助成率引き上げや支給日数延長の方針  
石川労働局職業対策課 ☎076(265)4428  
各ハローワーク

## ● 農林漁業者向け

(農業・畜産) 県農林総合事務所  
石川県農業共済組合 ☎076(239)3111  
※収入保険の保険料支払期限の延長、  
補填金の支払い  
(林業) 県農林総合事務所  
(漁業) 石川県漁業協同組合 ☎076(234)8815

### り災証明書の取得方法

避難先からでも、①郵送、②電話・FAX、③避難先の市町職員の手配を得て  
申請、④マイナンバー等の電子申請により、り災証明書が取得できます。

申請方法の相談先

県内は避難されている方) 避難先の市町  
(県外に避難されている方) 県危機対策課 ☎076-225-1357

・支援制度によって、対象者や条件が異なります。  
・支援制度の準備が整い次第更新してまいります。



# 令和6年能登半島地震 石川県庁における相談窓口

9:00～17:45 (①⑬は18時まで、土日祝対応)

令和6年1月18日現在

①	被災地外への避難、ホテル・旅館への避難の受け付けに関すること	2次避難所/1.5次避難所運営事務局 コールセンター ☎0120(266)755
②	仮設住宅(民間賃貸含む)への入居、住宅再建に関すること	土木部建築住宅課 ☎076(225)1777
③	生活費などお金に関すること	健康福祉部厚生政策課 ☎076(225)1478 石川県社会福祉協議会 ☎076(208)3503
④	医療に関すること	健康福祉部医療対策課 ☎076(225)1431
⑤	健康に関すること	健康福祉部健康推進課 ☎076(225)1458
⑥	子育て支援に関すること	健康福祉部少子化対策監室 ☎076(225)1447
⑦	高齢者福祉に関すること	健康福祉部長寿社会課 ☎076(225)1487
⑧	障害のある方の福祉に関すること	健康福祉部障害保健福祉課 ☎076(225)1426
⑨	税に関すること	総務部税務課 ☎076(225)1271
⑩	教育に関すること	能登半島地震・進路・学習相談テレホン ☎0120(873)783

⑪	雇用に関すること	商工労働部労働企画課 ☎076(225)1531
⑫	小規模事業者や中小企業の支援に関すること	商工労働部経営支援課 ☎076(225)1525
⑬	農林漁業者の支援に関すること	(農業・畜産・林業) 奥能登農林総合事務所企画調整室 ☎0768(26)2322 中能登農林総合事務所企画調整室 ☎0767(52)2583 県央農林総合事務所企画調整室 ☎076(239)1750 石川農林総合事務所企画調整室 ☎076(276)0528 南加賀農林総合事務所企画調整室 ☎0761(23)1707 (漁業) 石川県漁業協同組合(本所) ☎076(234)8815
⑭	消費者トラブルに関すること	消費生活支援センター ☎076(255)2319
⑮	外国人の方の支援に関すること	観光戦略推進部国際交流課 ☎076(225)1382 石川県災害多言語支援センター (石川県国際交流協会) ☎076(262)5932

※お問い合わせの内容に対して、個別にご相談に応じるほか、市町等関係機関の窓口をご案内いたします。

## 県ホームページなどでも随時情報を発信しています。



県ホームページ



Xもっといしかわ



LINE 石川県



# 日本政策金融公庫の災害復旧貸付の概要

参考資料②

## 1. 対象者

○災害により被害のあった中小企業・小規模事業者

## 2. 制度内容

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間 （うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	
金利（※3）	1.20%	1.20%

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（※3）いずれも令和6年1月4日現在、貸付期間5年の場合

# セーフティネット保証4号の概要

参考資料③

## 1. 制度概要

○自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

## 2. 災害の指定基準

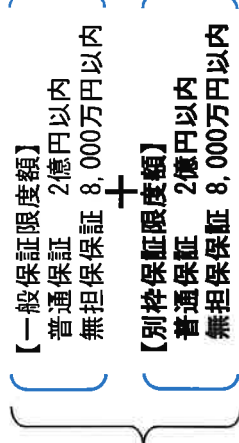
- (1) 災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2) 災害救助法が適用された災害及び地域

## 3. 対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。  
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

## 4. 内容(保証条件)

- ① 対象資金：経営安定資金
- ② 保証割合：100%保証
- ③ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円(別枠)
- ④ 保証人：原則第三者保証人は不要



## 令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施しています

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

**【特例措置の内容】**(地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練(以下「休業等」)又は出向を行う事業主が対象です。)

休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にある場合、

① **生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。**

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

② **最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。**

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

③ **災害発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。**

災害発生時において雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を災害発生時直前の指標と比較します。

④ **計画届の事後提出を可能とします。**

通常、助成対象となる休業等又は出向を行うに当たり、事前に計画届の提出が必要ですが、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。これにより、令和6年1月1日以降に開始された休業等や出向についても遡及して助成対象となります。

### 【地震に伴う「経済上の理由」とは】

地震による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。


(経済上の理由例)

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

### 【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細についてはガイドブック(<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>)や、以下のコールセンターまでお問い合わせください。雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

ガイドブック



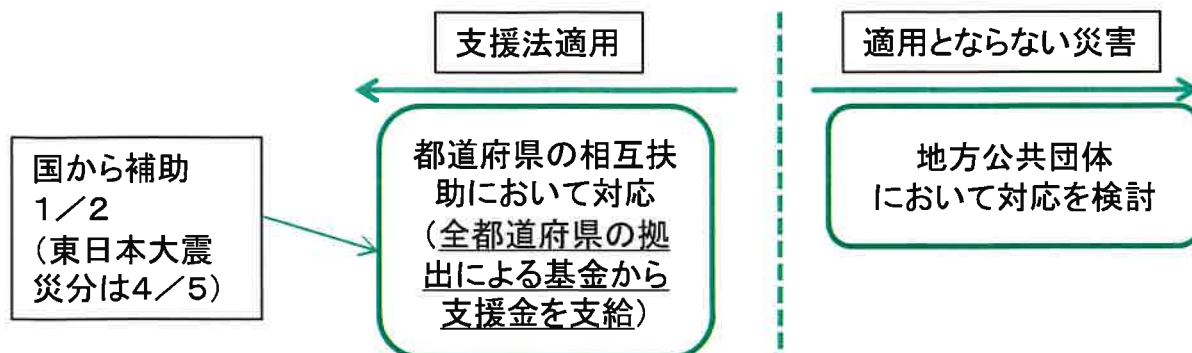
LL060111企01



# 被災者生活再建支援制度の概要

## 1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



## 2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

## 3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

## 4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

## 5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等  
加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内  
加算支援金: 災害発生日から37月以内

# 支援金支給までの手続き

## ① 支援法適用(都道府県)

## ② 都道府県から国、支援法人、市区町村に適用報告、公示(都道府県)

## ③ 罹災証明書の交付(市区町村)

## ④ 支援金支給申請(被災世帯)

## ⑤ 市区町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付

## ⑥ 被災世帯に支援金の支給(支援法人)

## ⑦ 支援法人から国に補助金申請

## ⑧ 国から支援法人に補助金交付

